

亀山市都市マスタープランに関する実績等報告書(平成29年度)

(産業建設部都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	H 23 ~ H 30 年度
位置付け	本計画は、都市計画法第18条の2において規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を策定するものである。
目的・概要	亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用及び都市施設の整備に関する基本方針を明らかにすることで、将来にわたり暮らしやすい都市を形成することを目的としている。都市形成の基本的な方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担っている。
計画の骨格	<p>The diagram illustrates the plan's framework. On the left, two vertical boxes represent the 'Future City Image' (『豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山』) and the 'Basic Concept' (『自然や歴史に包み込まれた都市を継承し、暮らしやすいまち』). Arrows point from these to a central column of six 'Urban Creation Objectives' (【目標1】 to 【目標6】). From these objectives, arrows point to a right column of three 'Key Issue Response Strategies' (【重点課題1】 to 【重点課題3】), each with its own 'Response Strategy' (【対応方針】).</p>

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティに向けた取り組みを推進するため、平成29年10月に亀山市都市マスタープランの一部となる亀山市立地適正化計画を策定した。</p> <p>立地適正化計画の策定に伴い、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定した。</p> <p>また、居住誘導区域及び都市機能誘導区域以外において特定の行為を行う際は、事前の届出制度を設けた。</p>
成果	<p>居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定したことにより、それぞれの地域の考え方、誘導する施策について整理することができた。</p> <p>立地適正化計画の策定に伴う事前の届出制度により、区域外での特定行為を把握することができ、今後、実施を検討する施策の参考とすることができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>1. 快適さを支える生活基盤の向上 (1)都市づくりの推進 ①計画的な都市づくりの推進</p> <p>届出制度による状況を把握することにより、都市機能や居住の適切な誘導を行い、快適な暮らしを支えるコンパクト&ネットワークによる都市づくりへ向け、都市マスタープランの改定の参考とすることができた。</p>



反省点・課題	<p>平成30年度が、現行の都市マスタープランの最終年度となることから、広く市民の意見を聴き、都市マスタープランの改定作業を進める必要がある。</p>
--------	---



今後の方向性	<p>ワークショップや市民協議会で出される意見を反映させ、より市民の目線にたった計画の策定を進める。</p>
--------	--